實驗日本修身書卷二

尋常小學生徒用

芝紀郡五津尋常小學校訓導印章

検定合格本

K120,1
55
2

明治廿六年九月十八日
文部省檢定濟

國民精神文化研究所
圖書之印

實驗日本修身書卷一

尋常小學生徒用

三宅米吉 校閲
中根淑
渡邊政吉 編纂

東京 金港堂書籍會社

國民精神文化研究所
40295

第一課　孝行

父母のをしへあらば、つつしんできゝべし。

下毛野公助（シモツケノキミスケ）は、ゆみいる

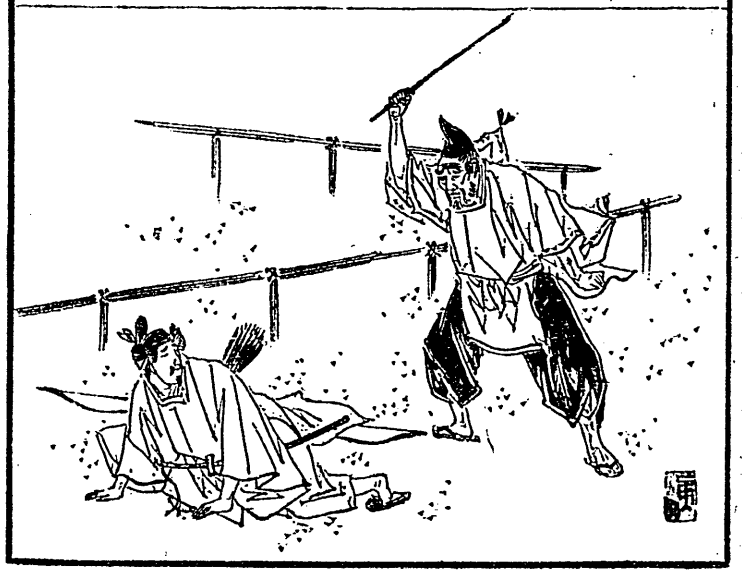

ことをよくせし人なりしが、はれのばしよにて、いろんどければ、その父いかりて、うちこらさんとせしを、にげもせずして、うたれたり。

親（オヤ）の心には、さかふべからず。

第二課　孝友

清七（セイシチ）は、ねんごろに父のやまひをかいはうし、やさいなどをうりて、いへのくらしをたてたり。

父しゝてのちは、母の心をよろこばしめんことをつとめ、またよく弟をいつくしみたり。

父母の心をよろこばしむるは、孝なり。

第三課　孝悌

孝悌（カウテイ）は、身（ミ）を立（タ）つるの本なり。甚助（ジンスケ）は、つねに母に孝行をつくし、

ろとにいづれば、ろのとのむものをもとめきたりて、母をよろこばせたり、ろのうへ兄にも、よくすなほにつかへければ、國主（コクシュ）よりはうびをたまはりたり。

第四課　友愛

總太郎（ソウタラウ）　兄弟は、父母の言をまもりて、むつまじくまじはり、家（イヘ）を分ちたるのちも、兩家（リヤウケ　ニケノイヘ）したしみむつみ、ともにげふをつとめて、いさかひものあらそひをなさざりき。

父母のほかには、兄弟ほどしたしきはなし。

第五課　婦德

女子はなにごとも、ものやはらかにして、ことばすくなく、ひかへあるをよしとす。

とく女妹にむかひて、女のこころゐをさとす。

心さわがしく、ことばは多くして、ほこりがほなるはよろしからず。

とく女姉妹のことをみても、そのよしあしをしるべし。

言をばひかへ、行ひ(ナコナ)をばつとむべし。

第六課　朋友

己れにしかざる
ものを友とする
ことなかれ。
善き人にまじはれ

ば、日日に善きことをきき、善き
ことをみならひて、よき あり。
惡(ア)しき人にまじはれば、日日に
惡しきことをきき、惡しきこと
をみならひて、そんあり。

第七課　約束

名和長年（ナワナガトシ）は、信實の人にて、一たびも約束（ヤクソク）にそむきたることなし。ある日

たはふれに、うしかひに松（マツ）をあたへんといひしに、父これをきき、まことに松をきりて、そのものにあたへたり。ことばは、かならず信實にすべし、かりそめにもいつはるべからず。

第八課　潔白

諸崎莊右衛門（モロザキシヤウエモン）といふ人、いせまゐりのかへり、ある　ちやみせにやすみ、もちのものを、よりつどひたる　こどもらにあたへたり、しかるにそのうちの一人は、かなたにたちさりて、「人のあまりたるものなどを、なにとてもらひてくふべきや、」といひたり。

第九課　廉直

心正直（シヤウヂキ）にして
いさぎよき人は、
みだりにものを
とることなし。

ある はたごやの女、たびびとの、
わすれたき たるかねつつみをみいだし、
たいせつにをさめたきて、その ぬし
にかへせり。

廉士（レンシ）は、みだりにとらず。

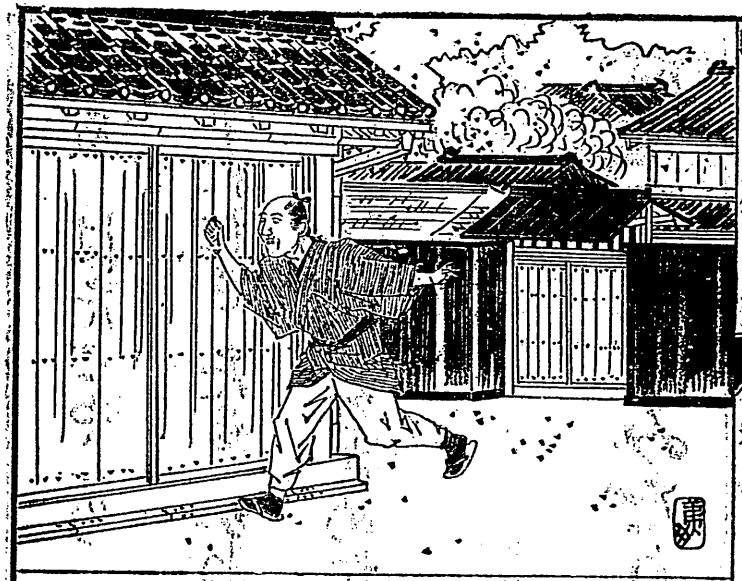

第十課　博愛

何事も、人の上を思ひはかりて、我が身ひとつを利すべからず。ただ我も人も、ともによきやうにと心がくべし。

山形屋莊兵衛は、近所より火事のたこりしとき、直ちに外に出でて、「火事ありとく水をくみかけよ」とよびて、町内をふれまはり、しかるのち、己れの家をかたづけたり。

第十一課　勤勉

藤原在衡（フヂハラノアリヒラ）は、人にすぐれたる才學（サイガク　チエガクモン）ありしにはあらざれども、車の中

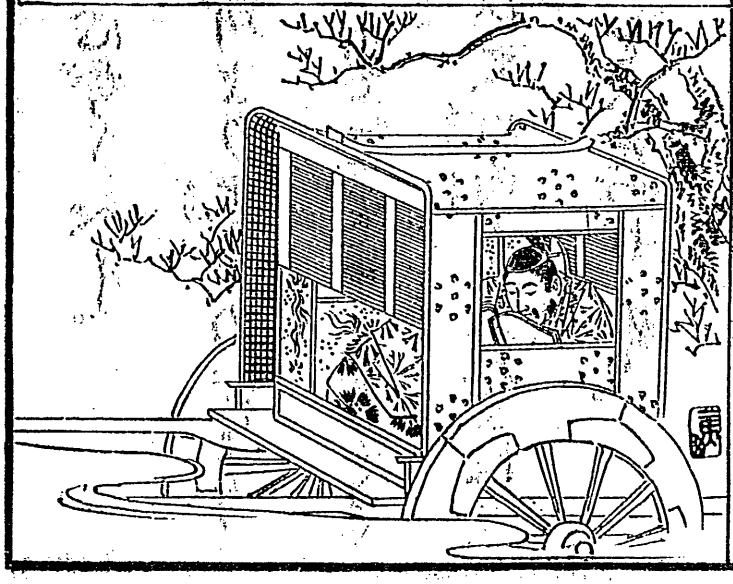

にても、つとめて　しよもつをよみ、天皇（テンワウ）のれんたづねにこたへ　たてまつりければ、天皇　これをほめたまひたり。

人たびして、これをよくすれば、これは、これを百（モモ）たびす。

第十二課　勤勉

つとめてをれたらざれば、なにごともなるものなり。むかし井上（井ノウヘ）でんと

いふものあり、幼くして、はたたることをこのみ、そのわざをつとめけるが、つひにくるめがすりといふものをたりいだせり。

勤（ツト）むれば功（コウ）あり。

第十三課 攝養

人は、つねにくひものの、のみものをつつしみ、うんどうをつとめ、からだをきよらかにすれば、

やまひにかかることなくして、長生するものなり。

益軒先生の老いて、たとへざりしは、まつたく養生のかうなり。

身をたもつには、養生のみちをたのむべし。

第十四課　公益

善を　するは、さかを
のぼるがごとし、ゆだん
なく　つとめよ。

行基は、國國を

へめぐりて、みちを　つくり、はしを　かけ、
もののつくりかたなどを　つたへて、世の益
をはかりたり、岡本嘉藏は、人のためを
思ひて、むらざかひのみちを　をさめたり、
いづれも　公益の心ふかきものといふべし。

金港堂書籍會社

第十五課　勇氣

真の勇者は、みだりに人と爭はぬものなり。塚原卜傳は、けんじゅつの達人なり、あるとき

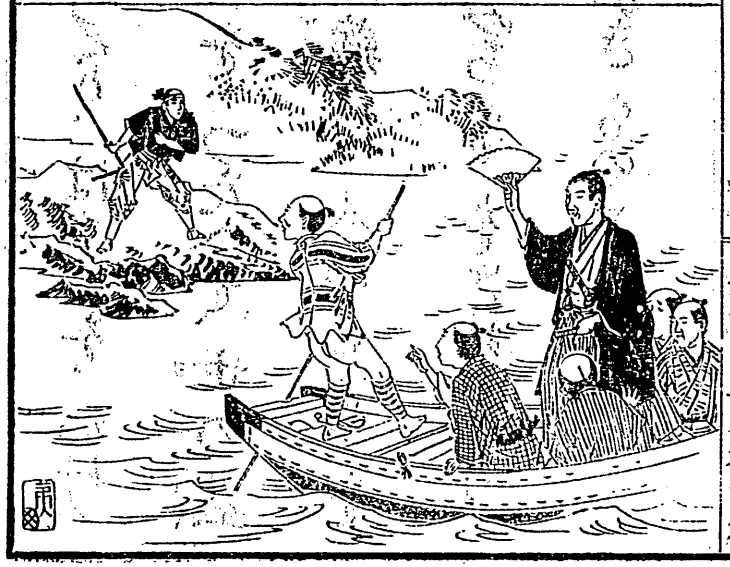

舟にて近江の湖をわたりけるに、一人の武士しきりにたたかひをいどみければ、舟をあるところにつけさせ、その人を陸に上げ、舟をつきいだして立ちさりたり。勇者は怯なるがごとし。

第十六課　皇恩

神武天皇は、民のくるしみをすくはんとて、日向の宮を立ちいでたまひ、大和の國に入りて、命にしたがはざるものをうちたひらげ、天皇の御位につきて、世を治め、民を恵みたまひき。これより世よく治り、我が身も今の御代に生れて、安くくらさるることなれば、いかでその御恵みをしらでかなふべき。

第十七課　報恩

福嶋正則の近臣某といふもの、つみを正則にいて、しろのやぐらにとめられ、

うゑてしなんとせしに、一人の茶坊主、もとの恩に報いんとて、毎夜やきめしをもちゆき、そのうゑをたすけたり。

恩をほどこしては、たもつことなかれ、恩をうけては、わすることなかれ。

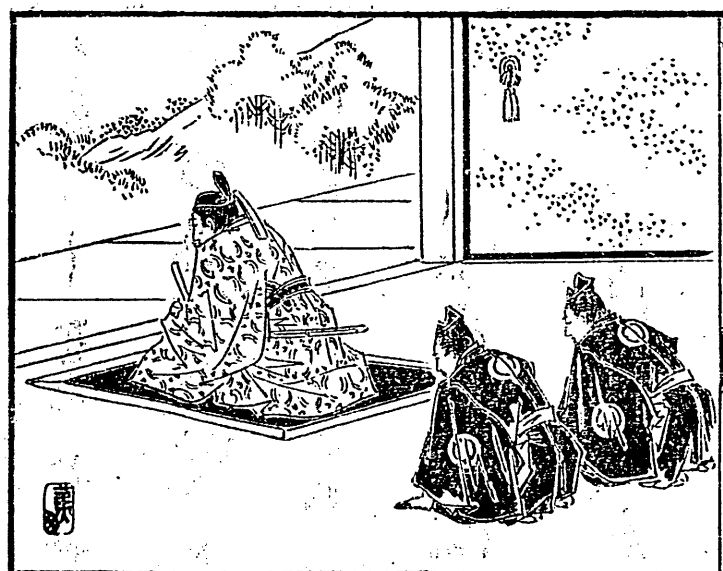

第十八課　尊王

人の行ひは、忠孝より大いなるはなし。

徳川光圀は、ふかく朝廷をたふとび、一月一日には、必ず朝はやくおきて、禮服をき、天皇のましますかたに向ひて、敬禮を行ひ、又大日本史をつくりて、天皇の御系統をあきらかにし、忠孝の人をほめ、正成のはかをもたてたり。

第十九課　愛國

山崎闇齋（ヤマザキアンサイ）、あるとき、でしに向（ムカ）ひて、「もし孔子（コウシ）・孟子（マウシ）の兩人（リヤウニン）、大將（タイシヤウ）となりて、我が國（ワガクニ）にせめ

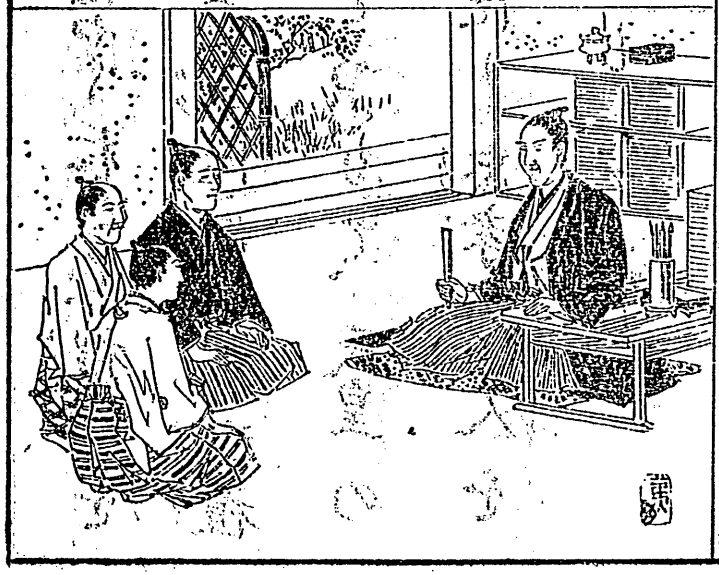

來りなば、いかがすべきや」といふにたれもこたへずして、先生のをしへをこひたり。闇齋これにさとして、「我（ワレ）はこれとたたかひて、兩人をとりこにすべし」といひしとぞ。

君（キミ）と國とをわするべからず。

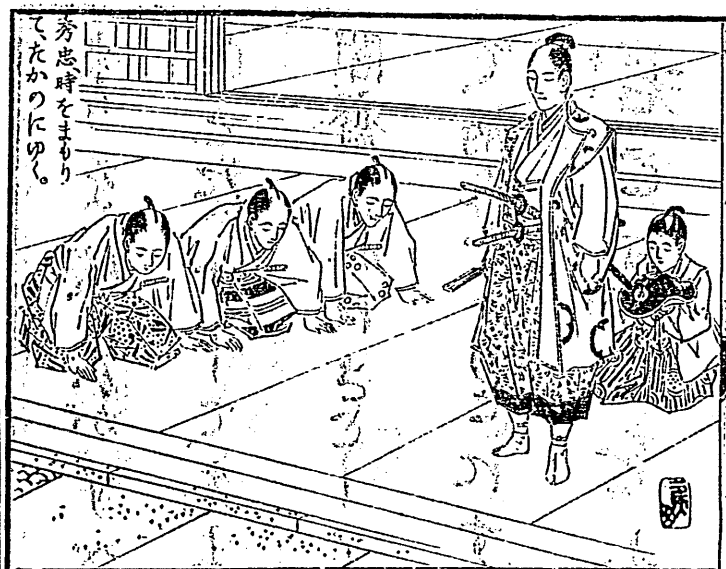

第二十課　掟を守る

國の掟は、世を治め、人を安んぜんがために、まうけたるものなれば、つつしみてこれにしたがひ、かりうめにもれろうかに思ふべからず。

徳川秀忠は、つつしみふかき人なり、つねに父の定めたかれたる掟を守りて、國を治め、いささかもこれにたがふことなかりき。

明治廿六年六月十日印刷
同同廿六年六月廿七日發行
同年九月三日改正再版印刷
同七日發行

著作者　渡邊政吉
本郷區森川町壹番地

發行者　金港堂書籍株式會社
日本橋區本町三丁目十七番地

代表者　金港堂書籍株式會社々長
原亮三郎
下谷區龍泉寺町四百十番地

印刷者　金港堂書籍株式會社々員
日置九郎
日本橋區本町三丁目十七番地

賣捌所　金港堂
大阪市東區南本町四丁目
金港堂
宮城縣仙臺市國分町五丁目

（郵税日本錢壹錢用ニ）
定價金五錢五厘

版權所有

實驗日本修身書卷三

尋常小學生徒用

紀郡五樹尋常小學校
御寄贈之印

検定合格本

K120.1
55
3